

令和3年7月12日（月）

**照会先**

労働基準局安全衛生部労働衛生課  
課長 高倉 俊二  
主任中央労働衛生専門官 構 健一  
中央労働衛生専門官 船井雄一郎  
(代表電話) 03 (5253) 1111  
(内線5498)  
(直通電話) 03 (3502) 6755

報道関係者各位

# 令和3年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

～今年のスローガンは「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」～

厚生労働省は、10月1日（金）から7日（木）まで、令和3年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年、一般公募で募った454作品の中から、本村 一生さん（岐阜県）の作品「**向き合おう！ ころとからだの 健康管理**」をスローガンに決定しました。また今年、副スローガンとして、高田 俊助さん（兵庫県）の作品「**うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場**」を選び、「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を呼びかけることとしました。

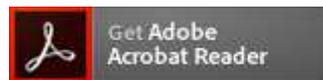
全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で72回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。（別添中8・10参照）

今年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（（1）密閉、（2）密集、（3）密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポート

トする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

 [\(別添\) 令和3年度全国労働衛生週間 実施要綱 \[PDF形式 : 334KB\]](#) 



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)